

日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情書

要旨

① 学校上空（普天間小、普天間第二小、緑ヶ丘保育園）の飛行禁止

② 日本政府、沖縄県、宜野湾市の責任において、普天間第二小学校内の土壤調査

の実施及びPFAS汚染特定箇所の土壤の入れ替えを行うこと

③ 普天間の子どもたちを取り巻く空・土・水の安全を保障することを目指し、

貴議会においてその旨の意見書を採択し、地方自治法第99条の規定により、国及び

衆議院・参議院に提出すること

以上を貴議会において採択していただくようお願い申し上げます。

理由

1. 学校上空（普天間小、普天間第二小、緑ヶ丘保育園）の飛行禁止

2017年12月7日、緑ヶ丘保育園ではCH53E米軍ヘリのプラスチック部品落下事

故が起きました。沖縄県警はこの部品について、「米軍ヘリからの落下物とは特定でき

なかったが、その可能性を否定するものでもない」と発表しています（2020年12月）。

落下物が見つかったのは、子どもたちが遊ぶ園庭からわずか50センチのところで

した。直径8センチ、長さ10センチ、重さ213グラムの部品が子どもたちに当た

っていたらと思うと、とても恐ろしいです。

同年12月13日には、普天間第二小の運動場にCH53E米軍ヘリから重さ約7.7キ

ロの窓枠が落下する事故がありました。このとき、落下の衝撃によってはねた小石が

体育の授業中だった児童一人にあたり、軽傷を負わせました。これ以後、普天間第二小の生徒たちは米軍機が接近するたびに避難をし、思う存分遊んだり、学んだりすることが難しくなりました。

また、2021年11月23日には、訓練中の米軍機から水筒が落下し、宜野湾市野嵩の住宅街にある民家の玄関先で見つかりました。これらの事故は、宜野湾市で生活する市民の生命を脅かすものです。

日米両政府は普天間飛行場周辺で学校や病院などの上空飛行を避ける場周経路の設定で合意しています。しかし実際には、場周経路を外れた飛行は常態化しています。これについて、沖縄防衛局は気象条件などのために米軍機が場周経路外を飛ぶこともあると説明しています。しかし、保育園や小学校への送迎時には、毎日と言つていいほどCH53Eやオスプレイが上空を飛ぶ姿を目撃します。落下物だけではなく、低空飛行や騒音も子どもたちの生活を脅かしています。

緑ヶ丘保育園の子どもたちは、お昼寝の時間を妨げられたり、おやつを食べながら耳を塞いだりということが日常になっています。普天間第二小の校庭には、危険を避けるための「避難小屋」が設けられました。しかし、子どもを守るということは、米軍機の危険を子どもたち自身が避けて避難するというような現実自体を変えることなのではないでしょうか。普天間飛行場の近隣にある普天間小・普天間第二小・緑ヶ丘保育園の子どもたちはずっと我慢を重ねてきました。場周経路外にある普天間小・普天間第二小・緑ヶ丘保育園上空の米軍機飛行禁止を要請します。

2. 日本政府、沖縄県、宜野湾市の責任において、普天間第二小学校内の土壤調査

の実施及び PFAS 汚染特定箇所の土壤の入れ替えを行うこと

沖縄の米軍基地周辺では、かねてから PFAS（有機フッ素化合物）による水の汚

染が問題となっていました。2022年8月の土壤調査によって、普天間第二小の敷地の

一部から米国基準の29倍に達する有機フッ素化合物 PFAS が検出されました。

調査では3つの地点で土壤が採取されましたが、このうち学校裏にある排水溝近くか

らは1キログラムあたり1700ナノグラム、運動場のバックネット裏付近からは

1000ナノグラムの濃度の PFAS が検出されています。

PFAS の健康被害についてはまだわかっていないことが多い、日本では土壤の基

準値の設定すらされていません。このような状況のなか、小学校の敷地から高い数値

で PFAS が検出されたことを私たち保護者は大変不安に感じています。2022年8

月に行われた土壤調査は市民グループによるもので、土壤採取は3つの地点のみに留

まっています。日本政府、沖縄県、宜野湾市の責任において、普天間第二小の敷地全

域の土壤調査を行い、汚染が特定された箇所の土壤を入れ替えるよう要請します。

3. 普天間の子どもたちを取り巻く空・土・水の安全を保障すること

2017年の落下物事故の後、当時の緑ヶ丘保育園の保護者・保育者は「チーム緑ヶ丘

1207」を結成し、12万筆の署名を集め、内閣府・防衛省・外務省に対し、事故の原因

究明と原因究明までの飛行禁止、園上空の飛行禁止を要請しました。その後も、沖縄

県、宜野湾市、沖縄防衛局、外務省沖縄事務所などを繰り返し訪れ、子どもたちがさ

らされている危険を訴えてきました。しかし、事故から5年が経つ現在も、子どもの

命が守られるための改善が行われているとは言いがたい現状があります。

普天間飛行場では、騒音が大きな外來機の固定翼機の飛来が増えています。2017年

度には外來の固定翼機の発着が 236 回であったのに対し、2018 年度には 1520 回、

2019 年度には 2678 回でした。負担は増大するばかりです。また、コロナ禍以降、窓

を開けての換気が必要な状況で、子どもたちはすさまじい騒音にさらされています。

空の安全を守るために活動を続けていこうとしていたところ、2022 年には子ども

たちの通う小学校の土壌が P F A S で汚染されていることが明らかになりました。

私たち保護者は、従来から訴えてきた空の安全が守られないだけではなく、水や土の

安全も脅かされている現在の状況を許容することはできません。

普天間の子どもたちが置かれている状況は、日本国憲法が保障する法の下の平等及

び差別の禁止に反するものです。しかし、宜野湾市、沖縄県という自治体からの声だ

けでは状況を動かすことができません。憲法前文が保障する平和的生存権に基づき、

普天間の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全を保障することを目指し、貴議会に

おいてその旨の意見書を採択し、地方自治法第 99 条の規定により、国及び衆議院・

参議院に提出してください。

普天間の子どもたちが、日本の他の地域の子どもと同じように安全・安心に暮らせる

環境を実現していくため、これら日本全体で解決すべき問題として捉え、ともに声

を上げていただきたいと思います。貴議会にて審議・採択していただきますよう、心

よりお願い申し上げます。

普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める意見書（案）

沖縄県において、米軍機による落下物事故および低空飛行・騒音の被害が生じていることは周知の事実である。特に、市の真ん中に普天間飛行場を抱える宜野湾市においては、その影響が大きい。そこでは市民の生命や安全が脅かされ、学童・園児の学びに影響が出ているという現実がある。

日本国憲法前文には、「日本国民は正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民と協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵澤を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」とある。

しかしながら、沖縄・宜野湾市においては、2004年8月の沖縄国際大学構内への米軍ヘリ墜落事故、2017年12月に緑ヶ丘保育園にて米軍機のものと見られる部品が落下した事故、同年12月の普天間第二小校庭への米軍機窓枠落下事故、2021年11月の米軍機から落下した水筒が民家の玄関先で見つかった事故などが相次いで生じている。

また、宜野湾市の水道水や湧き水から有機フッ素化合物PFASが検出されている。さらに、2022年8月の市民グループによる調査では普天間第二小の土壤から最大で米国基準値29倍のPFASが検出された。これは、「わが国全土に渡って」保障されるはずの自由と平等がないがしろにされている状況であると言わざるを得ない。

日米両政府は、普天間飛行場周辺で学校や病院などの上空飛行を避ける場周経路の設定で合意している。この場周経路を遵守し、宜野湾市民の空の安全を確保することに努めるべきである。また、水や土の汚染についても早急に対応すべきである。

よって、○○議会は下記のことを強く要請する。

記

- ①学校上空（普天間小、普天間第二小、緑ヶ丘保育園）の飛行禁止
- ②日本政府、沖縄県、宜野湾市の責任において、普天間第二小学校内の土壤調査の実施及びPFAS汚染特定箇所の土壤の入れ替えを行うこと
- ③普天間の子どもたちを取り巻く空・土・水の安全を保障すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○○○○年○月○日

○○議会

提出先

衆議院議長 ○○○○様

参議院議長 ○○○○様

内閣総理大臣 ○○○○様

内閣官房長官 ○○○○様

外務大臣 ○○○○様

防衛大臣 ○○○○様

環境大臣 ○○○○様

文部科学大臣 ○○○○様

厚生労働大臣 ○○○○様

内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）○○○○様 宛て